

## 春日井市自転車活用推進計画（中間案）に対する 市民意見公募の結果について

### 1 募集案内

広報（令和2年11月15日号）及び市ホームページ

### 2 募集期間

令和2年11月20日から12月21日まで

### 3 公表方法

「春日井市自転車活用推進計画（中間案）」を市の各施設（都市政策課、市役所情報コーナー、東部市民センター、坂下出張所、各ふれあいセンター、各公民館）に設置するとともに、市ホームページに掲載

### 4 募集方法

郵送、ファクス、電子メールもしくは持参による提出

### 5 募集結果

3名54件

#### 【意見内訳】

| 意見の分類           | 件数  |
|-----------------|-----|
| 全体的な意見          | 9件  |
| 計画の目的と位置づけ（第1章） | 1件  |
| 現状と課題の整理（第2章）   | 17件 |
| 計画目標と方針（第3章）    | 22件 |
| 自転車ネットワーク（第4章）  | 4件  |
| 実現に向けて（第5章）     | 1件  |
| 合計              | 54件 |

【修正を行うもの】

| 番号 | 章番号<br>ページ  | 意見の要旨   | 意見に対する市の考え方   |
|----|-------------|---|---|
| 1  | 全体          | 各章の表紙に矢羽根が描かれているが、自転車利用者からするとこれは非常に感じが悪い。せめて自転車専用通行帯にしてほしい。   | ご意見を踏まえ、矢羽根模様を削除します。  |
| 2  | 第1章<br>3p.  | 法律の欄に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が書かれているのは非常に違和感がある。   | ご意見を踏まえ、「法律等」に修正します。  |
| 3  | 第2章<br>15p. | 市北端部が省略されているが、市全域の地図を掲載してはどうか。  | ご意見のとおり、図を修正します。  |
| 4  | 第2章<br>15p. | 乗車人数が少ないところは、0人と思ってしまうので、乗車人数を付記してほしい。  | ご意見を踏まえ、乗降客数の少ない JR 定光寺駅、TKJ 城北線勝川駅、味美駅を削除し、「主な鉄道駅」に修正します。  |
| 5  | 第2章<br>17p. | 市内の駐輪場の数は概ね充足しているという認識には問題がある。高蔵寺駅周辺で置き場所を探すのが大変だから自転車を使わないという人もいるはずである。潜在需要を無視しないでほしい。                 | ご意見を踏まえ、「有料駐輪場の定期券待ちや放置禁止区域における放置自転車が発生している状況です。」に修正します。  |
| 6  | 第2章<br>17p. | 駅の利用人数あたりの放置台数の値（率）ではなく、単なる放置台数ならば全国平均と比較しても特に意味がない。割愛してはどうか。   | ご意見のとおり、「(参考) 全国平均」の欄は削除します。  |
| 7  | 第2章<br>25p. | 現況として「災害時に備え各拠点に利用できる自転車を配備しています」とあるにもかかわらず課題が「発災後の移動手段の一つとして自転車の活用を図る必要があります」となっている理由がよくわからない。どういう意味か。 | ご意見を踏まえ、『災害時に備え各拠点で利用できる「職員用の」自転車を配備しています』に修正します。また、『「市民等」の移動手段の一つとして自転車の活用を図る必要があります。』に修正します。              |
| 8  | 第3章<br>39p. | 自転車の交通安全教育等の効果的な安全教育とは何か。   | ご意見を踏まえ、「効果的」に修正します。  |
| 9  | 第3章<br>41p. | 朝宮公園の新設駐輪場の地図を見ても、位置がわからないため、修正してほしい。   | ご意見を踏まえ、朝宮公園の新設駐輪場の写真に修正します。  |
| 10 | 第4章<br>64p. | 国道での双方向自転車道整備も考えられることから、自転車通行帯の図面を転載するのであれば、片方向だけでなく、双方向の図も掲載してはどうか。                                    | 国のガイドラインには、それぞれの整備形態が複数の表現で記載してあるため、本計画には代表的な図を掲載しているものです。ご意見を踏まえ、図のタイトルを「国ガイドラインに基づく自転車通行空間の整備形態事例」に修正します。 |

| 番号 | 章番号<br>ページ  | 意見の要旨                                      | 意見に対する市の考え方   |
|----|-------------|--|---|
| 11 | 第5章<br>68p. | 毎年各指標の進捗状況の評価結果について、市のウェブサイトで公表するようにしてほしい。 | ご意見を踏まえ、中間年度など必要に応じて『「(仮)春日井市自転車活用推進計画に関する会議」を開催し』を追記し、会議結果をホームページにて公表を行っていきます。 |

【既に計画の中で位置づけているもの】

| 番号 | 章番号<br>ページ  | 意見の要旨   | 意見に対する市の考え方  |
|----|-------------|---|--|
| 12 | 全体          | 大事な課題として、「安全快適に走れる場所があればもっと自転車に乗りたい」と思っている層がいると思われる。これから自転車に乗ると考えられる市民の存在も無視せずに計画内で言及してほしい。           | 安全快適に走行することの課題については、18ページ課題④「幹線道路、生活道路を問わず自転車事故が発生しているため、車道幅員の広い狭いに関わらず自転車通行空間の確保が必要」と記載しています。 |
| 13 | 第2章<br>14p. | 人口の増減や合計特殊出生率、土地区画整理事業と自転車の利活用との関連性が見えないため、割愛してよいのではないかと。   | 計画を進めるにあたり、まちづくりの視点が必要なため、記載しております。  |
| 14 | 第2章<br>20p. | 取り組みをアピールするため、小学校の通学路での具体的な危険個所と安全対策について、例を写真付きで掲載してはどうか。   | 本項は、継続的な取り組みの必要性を示す年間スケジュールを掲載しており、安全対策の事例を示すものではありません。  |
| 15 | 第2章<br>22p. | 自転車保険の加入について、現状どれくらいの加入率で、目標がどれくらいなのかを示せないかと。   | 令和2年10月1日から自転車保険が義務化されたところであり、本項は目標を示すものではなく、加入の促進の必要性を課題として記載しています。                           |
| 16 | 第2章<br>22p. | 交通安全教室の実施状況として、実施回数だけでなく、参加人数も記載してほしい。  | 全ての地域や幅広い世代に交通安全教室の受講が必要と考えるため、現在の実施状況がわかる表を記載しています。   |
| 17 | 第3章<br>33p. | 市民の自転車交通に対する満足度は、10年かけて0.34ポイントの向上しかしないのは、少なすぎないかと。   | これまでの自転車交通に対する満足度が平均より低い状況であり、市民意識調査の全施策の平均値を目指したものです。   |
| 18 | 第3章<br>36p. | 通学路安全プログラムでの対策手法として、なぜ矢羽根型路面標示に限定されているのか。   | 「矢羽根型路面標示設置等」としており、限定したものではありません。  |
| 19 | 第3章<br>38p. | 自動車運転者も対象とするなら、車道走行する自転車が違法な駐車車両を避ける際に危険を感じる事など、自動車が自転車を適切な側方間隔を取らずに追い越すことで危険に晒し、恐怖を与えている事などを記載してほしい。 | 歩行者、自転車、自動車が互いに配慮し合いながら通行することが重要であると考え、施策の方向性として記載しています。                                       |

| 番号 | 章番号<br>ページ  | 意見の要旨   | 意見に対する市の考え方   |
|----|-------------|---|---|
| 20 | 第3章<br>41p. | 子ども乗せ電動アシスト付き自転車、スポーツ自転車と合わせ、三輪・四輪自転車やハンドバイク、タンデム自転車、さらにシニアカーなどの駐輪スペースを確保してほしい。 | 取組 A の主な取り組みの内容に、「子ども乗せ電動アシスト付き自転車、スポーツ自転車など自転車の多様化に対応した駐輪空間の確保」と記載しています。 |
| 21 | 第3章<br>41p. | レクリエーション施設における適切な駐輪場の確保は、少ししか設置しないと読み取れるため、「適切な」を消してほしい。                        | レクリエーション施設における適切な駐輪場の確保は、少ししか設置しないものでなく、適切に設置することを記載しています。                |
| 22 | 第3章<br>44p. | 感染症対策として、自動車利用から自転車利用への転換を促進するために、自転車利用環境整備を進めてほしい。                             | 44 ページに新型コロナウイルス感染症対策として記載しています。  |

【参考とさせていただくもの】

| 番号 | 章番号<br>ページ | 意見の要旨  | 意見に対する市の考え方   |
|----|------------|--|---|
| 23 | 全体         | 岩成台1丁目の歩道部分が、一部急な坂の形状になっているため、車道と同じように平坦な歩道として整備し、自転車が歩道を安全に通行できるようにしてほしい。 | ご意見については、事業実施の段階で、参考とさせていただきます。<br>なお、市所管外のご意見については、該当する行政機関に伝えさせていただきます。 |
| 24 | 全体         | 岩成台南交差点東側の歩道沿いに、一部ガードパイプが無いところがあるため、歩行者や自転車が車道へ転落しないように、柵もしくは植栽を設置してほしい。   |   |
| 25 | 全体         | 岩成台南交差点北側に、自転車同士がラクラクすれ違える歩道橋を新設してほしい。                                     |   |
| 26 | 全体         | 岩成台南交差点南側の県道高蔵寺小牧線は3車線のうち1車線を歩道にして、歩行者も自転車も安全に通行できる道路に改修してほしい。             |   |
| 27 | 全体         | 国道の整備で顕著だが、道路空間の再配分を検討せず、安易に矢羽根で整備するというケースが多いので十分に検討してほしい。                 |   |
| 28 | 全体         | 高蔵寺駅北口の駅前広場を2階建に改築し、駐輪場を建設し、また、JR中央本線を跨ぐ南北連絡通路を設置してほしい。                    |   |

| 番号 | 章番号<br>ページ  | 意見の要旨  | 意見に対する市の考え方  |
|----|-------------|--|--|
| 29 | 第2章<br>18p. | 地図上の事故の種類を物損または軽傷事故、重傷または死亡事故に分けてみたら、なにかしらの傾向はみえないのか。  | <p>ご意見については、事業実施の段階で、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、市所管外のご意見については、該当する行政機関に伝えさせていただきます。</p> |
| 30 | 第2章<br>19p. | 市内自転車事故の実態で、重傷または死亡事故のみに絞った場合に異なる傾向が見えないか精査してほしい。  |  |
| 31 | 第2章<br>23p. | 放置自転車を減らすにはまずなによりもあちこちに駐輪場を作ることが必要である。自転車の快適な利用を目指すのであれば、少なくとも自動車のコインパーキングなみの密度で駐輪場を整備してほしい。                       |  |
| 32 | 第2章<br>26p. | イベント時に、周辺の駐車場に車を停めて、自転車で向かえるパーク＆ライドが可能な環境を市でサポートしてほしい。   |  |
| 33 | 第3章<br>35p. | モデル地区を設定し、整備効果を検証すること自体は重要であり、名古屋市や豊田市など周辺自治体で、整備形態ごとの利用者数の測定などは行われている。既存の調査結果をしっかりと踏まえた上で整備を進めてほしい。               |  |
| 34 | 第3章<br>37p. | 案内サイン等により自転車通行空間の利用促進をすることのだが、案内サインのような法定外の標示をすることはやめてほしい。   |  |
| 35 | 第3章<br>37p. | 「自転車歩行者道の交通規制が併用される」場合は矢羽根で整備した場合である。なぜ、自動車との接触リスクの高い矢羽根の選択肢しかないのか。計画の目的は「安全で快適に移動できる自転車利用環境を創出すること」であるためよく考えてほしい。 |  |
| 36 | 第3章<br>45p. | 尾張広域緑道は、あちこちで分断されているため、横断歩道や自転車横断帯の増設をお願いしたい。  |  |
| 37 | 第4章<br>51p. | 自転車のアクセスが発生しているエリアは、他市では高校生の通学経路をヒアリングし、利用人数の多い路線を抽出した事例もある。春日井市でも同様の調査を実施してはどうか。                                  |  |
| 38 | 第4章<br>58p. | 事故の深刻度に応じて優先順位を設定してはどうか。   |  |

| 番号 | 章番号<br>ページ  | 意見の要旨  | 意見に対する市の考え方   |
|----|-------------|--|---|
| 39 | 第4章<br>66p. | 暫定形態とは実質的に矢羽根で、矢羽根は何の役にも立たないと考える。自転車が車道を走るようになって事故の被害者が歩行者から自転車に変わるだけであり、重大事故を増やす結果にもなりかねない。また、「暫定形態」が「完成形態」に変換された例は存在しない。価値ある走行環境の整備を進めてほしい | ご意見については、事業実施の段階で、参考とさせていただきます。<br>なお、市所管外のご意見については、該当する行政機関に伝えさせていただきます。 |
| 40 | 第3章<br>34p. | 「路上駐停車等による自転車通行障害が発生しないように留意します」とあるが、物理的に障壁あるいは駐車空間を設置しない限り発生するものであるため、留意することに何の意味もない。   |   |
| 41 | 第3章<br>39p. | マナーを明文化して教育できるか。また、道路交通法でマナーは必要なものか。   |   |
| 42 | 第3章<br>41p. | 店舗・工場に併設する駐輪場の適正量確保の推進とあるが、24ページで挙げられている春日井市開発行為等に関する指導要綱の自転車駐輪場の台数の基準が適切かどうか、市民が判断できるようにしてほしい。  |   |
| 43 | 第3章<br>41p. | 春日井市で安全快適な自転車通行環境を作り上げることができたなら、自転車利用者は増加し、駐輪場の需要に追いつかないと考える。自転車利用者の潜在需要の存在を無視しないようにしてほしい。   | ご意見については、本計画の推進にあたり、参考とさせていただきます。   |
| 44 | 第3章<br>44p. | 「健康的で環境にやさしく、経済的な自転車のメリットを周知・啓発し」とあるが、本計画で具体的に説明すれば良いのではないか。全国消費実態調査などを引用すればメリットが明らかになると考える。   |   |
| 45 | 全体          | 個人が車ではなく自転車で生活するため、坂道でも利用しやすい電動アシスト付き自転車の購入に対して助成金を給付してはどうか。   |   |

【その他】

| 番号 | 章番号<br>ページ  | 意見の要旨  | 意見に対する市の考え方   |
|----|-------------|--|---|
| 46 | 第2章<br>20p. | 自転車通行空間を整備するにあたり、「用地の確保が必要な区間もある」という課題に対して「段階的に整備を行うなど」は手段の一例であり手段の代表であるかのような表現はふさわしくない。           | 第2章の18～26ページで示す各課題については、内容をわかりやすくするため、具体的な対策例を記載し、27ページで大きくまとめています。 |
| 47 | 第2章<br>21p. | 「高齢者の自転車事故は死亡事故になる可能性が高い」という課題に対して、「安全教育」は手段の一例であり手段の代表であるかのような表現はふさわしくない。                         |   |
| 48 | 第2章<br>26p. | 企業単位の自転車利用を促すための取り組みとして、「各省で進めている仕組みを活用し」と限定的な表現となっているが、国の取り組みにこだわらず、自治体独自の制度をどんどん作っていくべきではないか。    |   |
| 49 | 第2章         | 2章全体に言えることだが、課題と解決策は必ずしも一対一ではない。本章では純粋に課題の抽出にとどめてはどうか。   |   |
| 50 | 第3章<br>32p. | 矢羽根と自転車道では価値が違う。ひとくくりに「自転車通行空間」として成果指標にされてしまうのには納得できない。整備手法の評価によって差別化が必要と考える。                      |   |
| 51 | 第3章<br>32p. | 自転車の事故件数だけに注目すると、自転車利用者が減った場合に事故が減少したら「目標は達成できた」と結論付けられてしまう。利用者数を把握した上で「利用者数あたりの事故件数」を評価指標にすべきである。 |   |
| 52 | 第3章<br>32p. | 交通量調査を実施して、「自転車利用者数」を指標として評価項目としてはどうか。   |   |
| 53 | 第3章<br>33p. | JR4駅の駅前放置自転車の撤去件数は、利用者が減ることでも減少する数字である。「放置率」とするか、駐輪場の収容台数をそのまま評価指標にする必要があるのではないか。                  |   |

| 番号 | 章番号<br>ページ  | 意見の要旨   | 意見に対する市の考え方  |
|----|-------------|---|--|
| 54 | 第3章<br>33p. | 自転車のルールを守っていますか?の設問に対する「はい」の割合を向上させることに意味を感じられない。自転車関連の道路交通法は複雑で、理解するのは非常に困難である。ルールの理解は、事故を減らすための手段にすぎない。すでに「自転車事故を減らす」という評価指標があるので、理解度の向上にこだわる必要はないのではないか。 | 基本方針である「はしる」「まもる」「とめる」「いかす」の成果指標としては、現在の6項目が複合的に関連するものであり、原案の指標が適切と考えます。 |